

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和元年 10月 24 日

時 間：臨時議会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後 2 時 03 分

出席議員（14名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	11番	黒澤英男君
12番	高橋実君	13番	渡辺三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直一人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君

教育総務課長	飯塚 裕之君
参事生涯学習課長	三瓶 清一君
郡山支所長	斎藤 一宏君
参事いわき支所長	三瓶 雅弘君
主幹企画課課長補佐	栗林 政和君
企画課課長補佐兼広報広聴係長	猪狩 勝美君
生活環境課課長兼故 原子力対策係長	渡辺 浩基君
生活環境課主査	石黒 洋一郎君

職務のための出席者

議事会事務局長	志賀 智秀
議庶会事務局長	猪狩 英伸
議庶会事務局主査	杉本 亜季

説明のため出席した者

【1. 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書(案)
について】

福島県危機管理部 原子力安全対策課 課長	菅野 崇君
----------------------------	-------

付議事件

1. 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書（案）
について
2. その他

開 会 (午後 2時03分)

○議長（塚野芳美君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。欠席議員はありません。説明のための出席者は、福島県安全対策課、菅野崇課長並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に係る周辺地域の安全確保に関する協定書（案）について福島県より説明を受けるものであります。福島第二原子力発電所の全基廃炉につきましては、東京電力ホールディングス株式会社が本年7月31日に決定し、9月30日には電気事業法に基づく発電事業変更届を提出したところであり、今後廃炉の工程など詳細が東京電力で定められていくこととなります。町といたしましては、安全で着実な廃炉の実現のために廃炉作業の詳細が定められる前段で福島第二原子力発電所廃炉に伴う安全協定の早期締結が必要であると考え、福島県原子力安全対策課より協定の内容をご説明いただくこととしたものでありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。なお、経済産業大臣に対して8月6日及び8月8日の2回にわたり、電源立地地域対策交付金にかわるべき制度の確立などを要望してまいりました。これらの活動により、令和2年度政府予算概算要求において、本年度交付予定の電源立地地域対策交付金と同水準の交付金が計上されているところでありますので、あわせてご報告させていただき、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、福島県原子力安全対策課、菅野課長からもご挨拶をいただきたいと思います。

菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） 福島県原子力安全対策課長の菅野崇でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書（案）についての説明をお願いいたします。説明は着座のままで結構ですので、菅野課長、お願いします。

菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） それでは、座って説明させていただきま

す。まず初めに、本日は説明の時間をいただきましてまことにありがとうございます。福島第二原子力発電所の廃炉につきましては、東京電力におきまして7月の31日に正式に決定をされているところでございます。この決定に当たりまして、地元、富岡町長、それから楢葉町長、知事とが福島第二原発を廃炉に向けていくといった上での東京電力の考え方について、一定の理解を示すといった内容の回答を事前に行っているところでございます。その際、今後改めて廃炉に関する安全確保協定を締結するといったような考え方をお示しさせていただいたところでございます。協定の締結に当たりましては、富岡町、楢葉町と相談をいたしながら進めてまいりたいと考えてございます。

本日は、私のほうからその協定締結に当たりまして、現在県で考えております基本的な考え方といったものをご説明したいと考えております。前提といたしまして、全ての始まりというのは福島第一原子力発電所の事故ということでありまして、第一原発の廃炉に当たりましては大熊町、双葉町の立地2町と県と東京電力とで安全確保協定を締結しているといったような背景がございます。福島第二原発の廃炉につきましては、福島第一の廃炉が原因であったといったようなことを踏まえますと、今回の第二原発の安全確保協定につきましても福島第一の安全確保協定と目的、それから内容といった点につきまして、同様のものとする必要があるのではないかというふうに考えてございます。

本日資料といたしましては、現在福島第一原発に関連しまして地元の町と県と東京電力とで結んでおります安全確保協定を参考の資料といたして配付していただいております。福島第二原発のこの協定につきましても一部この第一原発の協定の表現を見直す必要はあると考えておりますが、基本的には同様の内容になるのではないかというふうに考えているところでございます。ただ、まず大きな柱として中心に据えるべき大切な目的といたしますと、廃炉に向けた取り組みが安全で、そして着実に進められるということ。それから、住民の方々の安全がしっかりと確保されなければならないといったようなことだと考えてございます。この点につきましては、福島第一原発同様、協定の前文の中で表現できればというふうに考えているところでございます。お手元にあるのは第一原発の安全確保協定ですが、この前文、前の文に関しましては第二原発なりの表現に考えていく必要があるのだろうというふうに現在考えているところでございます。

その他福島第一原発の協定と異なる点といたしましては、福島第一原発の場合ですと、例えばこの協定の一番最初の書き出しの部分を見ていただきますと、福島第一原発の事故収束及び廃炉のことを廃炉等というふうに定義いたしております。このように福島第一では事故収束でありますとか敷地境界線量の低減による生活環境の回復といった事故を起こした発電所ならではの内容が含まれているというものでございますので、福島第二の場合はそういった部分がやや違ってくるのかなというふうに考えてございます。また一方で、事故を起こしました福島第一と同様に表現していきたいというふうに考えているところにつきましては、今後廃炉の実施に向けていきまして、東京電力におきましては廃炉措置計画というものを策定する必要がありますけれども、ここに関しましては福島第一の協定でいうところの第3条にありますように、町、それから県の事前了解を求めるというような内容にした

いと考えてございます。

それから、安全の確保に関しましては、現在福島第一原発と同様に、こちら第5条にございますように県の廃炉安全監視協議会を協定の中で位置づけまして、廃炉の取り組みをしっかりと監視していくといったようなことにしたいと考えてございます。これに関しましては、第一原発の第7条で見ていただきますと、町、県、それから廃炉安全監視協議会は、発電所への立入調査を行えるといったような体制を確保いたしております。また、第9条で定めておりますのは、安全を確保するために特別な措置が必要という場合は、東京電力に対しましてその措置をとるように求めることができるというような形になっております。こういった点は、第一原発で設けている協定と同じようなつくりにしたいと考えております。

以上、ご説明したことを基本的な考え方といたしまして、今後町の担当者と相談させていただきながら東京電力と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今町長の挨拶で8月6日、8日に国に交付金の要望をしたと。今県の菅野課長のほうからは、前提が第一原発の事故が前提であり、ここは第二の廃炉は第一が原因であり、第一と同様に考えるという発言がありました。この文面の中で、やはり第一の協定書と第二の協定書の文面の違いは、事故を起こした発電所であるか否かの違いだけであって、私は内容的に変わるものではないというふうに解釈したのですが、今県外で行われている廃炉は、私は例えば40年が過ぎたとか60年が過ぎたとか、耐用年数が来ての通常廃炉だと思うのですけれども、1F、2Fはこの原発事故による廃炉だから、特別廃炉だと思うのです。その辺はこれからの、やはりこれだけ町が全町避難したり、町民も1万6,000いたのが1,000人くらいしか戻らなかったり、やっていけない状態が続いているので、通常廃炉と一緒に考えてもらうのは大変私は違うなと思っているのです。その辺は県のほうも共通な認識で、1Fは水素爆発をした、デブリ燃料がある、2Fは水素爆発をしていない、デブリ燃料がない。だから、1Fには手厚くするけれども、2Fはちょっと格下げになってしまうよというような考えはなくて、1Fも2Fも同等に扱うよという考え方でいいのかどうか、その辺考え方ちょっと聞かせてください。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） お答えいたします。

ただいまお話をありましたとおり、私たちも福島第二原発の廃炉に関しましては、福島第一原発がああいった事故を起こしたといったようなところが起因であると、そういったことで廃炉に至ったものだということでありまして、通常他県で行われている廃炉作業とは性質を異にするものだという認識に立っております。その点は地元の方々と認識は共通なものではないかというふうに考えてござい

ます。

そして、2Fの特殊性につきましては、基本的事項を押さえていくためにもこれから締結することになる安全確保協定の前文のところで、前の文のところで表現できますように今後町の担当の方とも協議をして進めていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君）　高橋副町長。

○副町長（高橋保明君）　ただいまのご質問の補足をさせていただきます。

先ほど町長の冒頭の挨拶でも述べさせていただきましたが、8月6日、8月8日の2回にわたる経済産業大臣への要望活動の結果、福島第二原子力発電所、これまで発電量に応じて受領していた電源地域対策交付金につきまして同様の金額が、令和2年度でございますが、概算要求に計上されたというようなことがございました。内容を確認いたしますと、こちら経済産業省のほうに確認をさせていただきましたところ、新聞でも報道されておりますが、電源地域対策交付金を前年同額で計上したということでございます。通常ですと、廃炉が決定した翌年度以降、廃炉交付金というふうな言い方をさせていただきますが、額面はどんどん下がっていきまして、10年間かけてゼロになるというものでございます。こちらを同様の金額計上いただいたこと、これこそがまず国が福島第二原子力発電所が他の通常廃炉機と異なるということをあらわすものではないかというふうに考えております。現状この交付金額がいつまで続くのかということが決まっているわけではございません。私ども今後もしっかり国に対しては要望を続けながら、必要な額を確保できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君）　今の説明で令和2年度の予算が確保されたと。今高橋副町長が最後に言った、いつまでもらえるかちょっと不明だと。廃炉交付金というのは初年度が満額、次年度が1割減、2割減と10年かけてゼロになるよと。やはり40年廃炉であれば、当然私は40年間そういう高レベル、低レベルの廃棄物だったり、使用済み燃料だったり、もらえるはずだった電源三法交付金が入らなくなると。富岡町が自力で自主財源でやっていけるのならまだしも、こういった中でこういう富岡町に全く責任のない状態で全町避難が続き、また今現在も帰還困難区域があって、こういった状態で交付金がいつまで続くかわからないというところにちょっと私も納得いかないなということがあります。先ほど県の菅野課長の説明のように1Fの事故が原因で1Fと同等に考えるよと、これ私本当にきょうその説明を聞いて、1Fよりもワンランク下ではなくて同等だという言葉を聞いて今安心しているのですけれども、確かに電源三法交付金は国から、例えば高レベル、低レベル放射性廃棄物に課税するすればそれは東京電力。県に対しては、福島県は何か中で仲介しているような感じだから、県に対してこの交付金下さいとか税金下さいというのはちょっと場違いかなとは思うのですけれども、ここの思いをやはり国にも東京電力にも県のほうでは伝えてもらいたいのです。富岡町が成り立っていくこ

とは、やはり財源がないと成り立っていかないのです。その辺を申し上げたいのだけれども、その辺課長どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） お答えいたします。

今後の交付金のあり方につきましてですが、先ほど申し上げましたとおり、2Fの廃炉につきましては1Fが事故が起きたといったことに起因しているという考えは共通でございます。当然町としてお考えになっている財源のあり方でありますとか今後のあり方、そういったものは福島県も思いを共有いたしまして、一緒になって国に強く求めていくようにしたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この協定の第3条のところで施設の新增設等に係る事前了解というのがあるわけですけれども、さっきの廃炉をするときもペレットの仮置き場をつくりたいとか、そういういろいろなことがあったわけですけれども、使用済み燃料の仮置き場をつくりたいということで話があつたわけですけれども、この協定は全般的にそういう工事を進めていく上の安全確保に関する協定書という形になっていると思うのですけれども、そういう施設をつくる。つくってそこに保管するのはいいのですけれども、この間も東京電力のほうであくまでも仮置きだという話をされていたわけですけれども、これから燃料のほかにも炉の部分とかで放射性の高いものが出てくると思うのですけれども、そういうものをこの敷地から搬出していくというようなところの、工事の安全協定以外のそういう別な協定というのはこの協定のほかにこれから考えていくという考えはあるのでしょうか。それとも、新たにこの安全確保の協定の中にちょっとプラスしていくというような考え方をお持ちなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） お答えいたします。

使用済み燃料の県外搬出等につきまして、この協定の中で表現できないかといったようなおただしさだと考えております。使用済み燃料の県外搬出につきましては、こちらにつきましては福島第一原発の事故よりも以前から福島県としても求めてきたところでございまして、現在も使用済み燃料はできるだけ早く県外に搬出してもらうといったようなことが大前提というふうに考えており、この考え方には過去にも、現在も一貫して変わっていないところでございます。県といたしましては、引き続き国及び東京電力の責任におきまして使用済み燃料の県外搬出に向けた取り組みが確実に進められるよう、あらゆる機会を捉えて強く求めていきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） それは別ということになろうかと思うのですけれども、もう一つ使用済み燃料のほかに、先ほどもちょっと話ししたのですけれども、今度は廃炉に向けていくので、建屋の解体

の材料、建屋の解体材料の中には線量の含まれない通常のものと、あと線量が高い部分と出てくると思うのですけれども、その辺のところに関しては、使用済み燃料と別な廃炉に伴う解体で出てくるものに関しては何か方策ということは考えているのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） お答えいたします。

放射性廃棄物、その他の取り扱いについてだと思いますが、これから廃炉が実際に着手されまして進捗していきますと、使用済み燃料以外に廃棄物といったものが発生することになりますけれども、現時点では廃炉の措置計画がまだ明らかになっていないというところと、その内容でありますとか、どの程度どの時期に発生するといった発生量につきまして、今後東京電力からの廃炉措置計画を見ながら把握することになっていくかと思っております。いずれにいたしましてもこうした廃棄物につきましては、しっかりと法令に従って適切に処分されるもの、されなければいけないものというふうに考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長、今の、ですから廃炉に伴う廃棄物の取り扱いについて、これか何かに書き込むのですかという点は。

菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） この安全確保協定につきましては、先ほども申し上げましたが、廃炉が安全で着実に進められることが大切で、そして住んでいらっしゃる方々、地元の方々が安心して暮らせるといったようなものが前提で、そのための協定だというふうに考えてございます。ですので、その中で行われる廃棄物の取り扱いだと、そういったものはまた性格を異にするものかと思っておりますので、今後協定に基づいていろいろと東京電力と事前の了解であったりとかいう確認の場面が出てくるかと思いますので、そういう中で確認をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今回の福島第一の廃炉も福島第二の廃炉もそうなのですけれども、やはり我々地域の住民にとっては非常にここに、中間貯蔵も同じなのですけれども、みんな考え方というか、不安の中にずっとここに置かれてしまうのではないかというのがあって、当然県は中間貯蔵に関しては30年ということがあるわけですけれども、これもこちらの廃炉のやつも同じで、施設がつくられて、そこにずっと置かれてしまうのではないかという危惧をしている方が結構たくさんいるので、ぜひともその辺のことは住民側の不安を理解していただきたい、廃棄物に関しても確実に処分されるようお願いしたいと思いますので、ぜひともその辺よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） ただいまご懸念示していただきましたとおり、きちんと処分されなければいけないのが前提となりますので、しっかりと法令にのっとった手

続がなされますように確認してまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 1点ほど、この協定の中を参考に見させていただいていたのですが、第12条の情報についてなのですが、東京電力の第二原子力発電所につきましては、第一については事故においてそういう状況で廃炉を進めていますけれども、第二については居住者が住んでいる状況下によって廃炉を進めていく形だとちょっと違ってくると思うのです。そうすると、やっぱりこの前の東京電力の説明の中では1基30年か40年かかるということ。ここにいる世代の方はほとんど最後まで立ち会うこととはできないということになると、これからやっぱり県のほうでは常にその情報というのを住民に蓄積させる、それでどういう形になるか知らせるというのが必要だと思うのですが、ただこれ情報を知らせるだけなのですけれども、どういう目で、またどういう方向でやっていくか、これからの方針だと思うのですけれども、わかるというか、方向性があれば教えていただけますか。

○議長（塚野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） お住まいの方々にとってやはり安全、安心して暮らせるのかといったところが重要な課題かと考えてございます。現在第一原発におきましても廃炉が進められておりまして、県といたしましては廃炉安全監視協議会といったようなところで定期的に、あるいは何がしかの事象が起こったならば臨機に東京電力から説明を求めまして、それも公開の場で確認するようにいたしております。第二原発に関しても同じように廃炉安全監視協議会といった専門家を集めた目線でしっかりと捉えまして、また福島県といたしましても専門家の専門的な用語であるとか深く入ったものをいかに住民の方々にわかりやすく理解していただくかといったようなことに努めまして、広報といったようなものに努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。それとあと、住民のためにわかりやすくというのであれば、ある程度広報する手段の中において住民への聞き取り、そういう形の方向性というのも必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） 住民の方々のご意見といったようなものも重要かと思っております。現在福島第一原発におきましては、廃炉監視の県民会議というものを設けまして、各市町村から代表の方に来ていただいて、専門家ではなく住んでいる方の目線で廃炉がどのように行われているかというのを確認したり、あるいは説明を求めたりという場を設けております。そういう場を活用しながら、住民の方々に沿った目線で廃炉を確認したり、あるいはそれを私たちのほうで、事務局のほうでそしゃくいたしましてわかりやすいような形で、現在第一原発については「廃炉を知る」といったような広報をつくって定期的に皆様のお手元に配布させていただいたりとか、

あるいはそれを持って県外であるとか都心部であるとか、そういったところにも広報に出向いたりという活動を行っております。そういうものをきめ細かく行いまして、皆様の不安を払拭できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） やはり協定を結ばないと、なかなかいろんなことが我々も情報入ってこなつたりすると思いますので、協定はなるべく早目に結べればいいかというふうに思います。我々の中でやはり重要なのは、通報連絡であるとか立入調査、状況確認等が非常に重要になってくるのかなというふうに思いますし、そういうところは盛り込んでいただいておりますので、特に問題ないかなと思います。文言その他、第二に合わないものは修正していただけるというふうに思いますので、それはそれをもってまた確認させていただければというふうに思うのですが、1点協定の改定といった部分が記されていると思うのですが、これ平成27年1月7日以降に改定がなかったという解釈でよろしいのかというのと、あと実際この第二の廃炉にかかる安全協定というののたき台みたいなのが出てくるのはいつごろを目標にされているかというのをお聞かせください。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） 本日皆様のお手元に第二原発の安全確保協定の原案のようなものをまだお示しできません。まだ東京電力とこれから細部につきまして文言の調整でありますとか、これからしなければいけないことがございますので、その時期につきましてはまだちょっと何とも申し上げられないのですけれども、廃炉はこの協定があって進められるものだと考えてございますので、できるだけ速やかに締結に向けて皆様にお示しできるように考えております。なお、第一原発のこの協定、平成27年の1月でございますが、これは事故が起きて初めて立地町が結んだ協定の時期がこの平成27年1月ということで、それ以後は修正などは加えてございません。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 第7条の立入調査の件なのですが、立入調査を行うことができるということですが、2番目の特に必要と認めた場合となっているのですが、極力簡単に手続ができて、我々議員もそうですし、町民なんかもやはりそういう関心があるといいますか、心配な面がありますので、そういうところを県としても東京電力のほうに簡単な手続ができるような形でお願いしたいと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） 立入調査の件につきましてございます。現在第一原発で結んでいる協定の中では、立入調査を行えるのは町、それから県、それから廃炉安全

監視協議会という形になってございます。こちらから求めれば東京電力は積極的に応じていただくような形になっております。実際現在の第一原発での運用を申し上げますと、廃炉安全監視協議会は立地町、それから周辺の市町村も含めてその構成員になっていただいております。さらに、専門家がその中にいて、確認を行っているというところでございます。第一原発は、特に困難な廃炉でございまして、時々にふぐあいありますとか、そういった事象が確認されております。その都度私たちは東京電力に求めまして、第一原発に立ち入りましてその状況を確認し、さらに説明を求めるといったようなことを行っています。ですので、町の代表の方にも出席していただいております。できるだけきめ細かく、フットワークよくそういった立入調査ができますように引き続き2Fのほうでも協議進めたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。1Fと違って2Fは事故は起こしていないわけですので、そういう意味でも我々議員ももちろんですけれども、町民の中でもいろんな例えば団体とか行政区とか、いろいろあると思うのですけれども、そういった中で、立ち入りという言い方も変ですけれども、中をちょっと見てみたいという方はいると思いますので、その辺を簡単に手続を入れるように強く県としてもお願いしたいと思いますので、その辺もう一度お願いします。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） ご指摘のとおり、やはりお住まいになっている方々、地元の方々は中がどうなっているのかといったようなことに非常に高く関心をお持ちだと思います。東京電力のほうでも、第一原発もそうですが、やはり知っていただくといったことが中で行われていることがきちんと安全を確保しながら進められているものだということに資するもので、広報というのに力を入れているというふうに考えております。私たちもそれと協力いたしまして、地元の方々に少しでも理解していただけるように、立入調査とは言わないまでも現地の確認というか、視察というか、そういう形ができますように東京電力と協議をしていきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいまの件に関連しまして、町といたしましてもぜひ町民の方がその状況確認というのがなるだけできるような、容易にできるような体制ということで今後県とも協議を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この資料は、第一原発の廃炉に伴う資料ということで、いずれ第二原発の廃炉ということで私たちの前に出てくるのかなと思うのですが、この第1条の2番、当然のごとく当たり前の文言で書かれているのですが、発電所から放出される放射性物質及び福島第一原子力発電所、

これ第二に置きかえて第二原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画を厳守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとするということで、これは当然なことだと思うのです。ただ、この当然なことが第一原発の事故ではできなかつたわけです。隣接町村や周辺の町村に一報の連絡も来なくて町民は逃げ惑つたのです。それとこれとは違うのですが、そういうことが想定されるものですから、私は不安なのです。こういうことを幾ら結んでも、また同じこと繰り返すのではないかと。第二原発に関しても事故は確かに起こしていない。ただ、廃炉を進めていく工程は事故を起こした原発よりは少し楽なのかなと思うのですが、使用済み燃料とか汚染物質とか、そういうものは同じく出てくるわけですから。東京電力は40年置きますよ、40年置かせてください、廃炉が終わるまで置かせてくださいと言っているわけです。だから、そういうものある以上は、やっぱり同じ不安に常にびくびくしながら生きなくてはならないというところが一番私はネックだと思うのです。だから、こういう文言をきちっと県が履行できるのかどうかなのです。要は第一原発の事故でも国は大熊、双葉にはバスを投入したけれども、結局県のことも、無視と言ったらちょっと言葉悪いですが、県もきっと把握できなかつた。第一報が県にも行かなかつたと思うのです。だから、そういうことをきちっと私は履行できるのかどうかが一番だと思います。その辺を県のほうでは履行できるように国と東京電力にきっとやっぱり物申してもらわなくてはならない。当然物は申していると思うのですが、あとはやっぱり使用済み燃料なり汚染物質なり置くのであれば、先ほど高橋副町長からも答弁もらいましたが、今年度は交付金、10年間でゼロになる交付金を満額今年度は予算に組み込んでもらったとか、いろいろ問題ありましたが、そういう交付金も本来であればこの協定の中にきちっと組み込んでもらわないと我々は安心できないのです。そういう部分を県のほうに、やっぱり町としてみれば県が一番、県のこと一番力しておりますので、その辺は十分県には理解していただければありがたいかなと。我々実際富岡町民でも、地域住民の人たちもやっぱり福島県が一番だと思っているし、町と県が一つになって町民を守っていく施策をしっかりと出していただきたいと私は思います。

〔「ちょっと趣旨が違うべ」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 一部違うし……

○13番（渡辺三男君） 安全協定のことだから、ここのことをきちっと履行できるのかって聞いてい

るのです。

○議長（塙野芳美君） 若干外れている部分、それから関連している部分ありますけれども、菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） ただいまお話しさりました第1条第2項にあります周辺に発する放射性物質、汚染の防止につきましてですが、これはちょっとございましたが、事故を起こして、それで水素爆発があつて構外に放射性物質が放出したというところから始まつて、その汚染に対しきちんと対策をとるようにといったような趣旨で書いてございます。ですので、

こういったところは第二原発の場合は書きぶりが変わってくるのかなと思っております。ただ、今ご指摘ありましたのは、やはりこれまでの経緯の中で東京電力の行う廃炉作業を信じて、そして任せておいていいのかといったようなところなのだと、ご懸念の部分はそうだと思っております。当然我々も廃炉は事業者がやるものだというふうに任せきりにするつもりはなくて、先ほど申し上げましたとおり、廃炉安全監視協議会といった専門家集団がございます。その中で確認も行いますし、常にプラント内の数値、パラメーターでありますとかモニタリングの状況でありますとか、そういうしたものも確認させてもらっています。そういうことを重ねることによりまして、住民の方々の不安を払拭できるように、そこは最善の努力をしていきたいというふうに考えてございます。

また、交付金に関しましては、今回安全確保協定ということで先ほども申し上げたのですが、安全を確保するための協定という趣旨でございますので、若干性質は異にするのかなというふうに思いますが、やはり思いは受けとめましたので、町と協力いたしまして、一つになって国に対して強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 立入調査の件でございますが、町と協議会は立入調査できますけれども、議会、二元制の一つでございますので、議会としては必要に応じた場合この中に含まれるのかどうか、1点確認したいと思います。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） 立入調査でございますが、やはり町と書いてございますので、町執行部、あるいは廃炉安全監視協議会の中には町の方にも含んでいただいております。そういう住民の方、あるいは町執行部側の目線でしっかりと確認をしていただくようになさっておりたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） ただいまの説明の件は了解しているわけですけれども、今の質問は例えば議会というのも住民の代表でございますので、議会として調査する必要が生じた場合、調査することができるのかという質問でございます。その点お願ひします。

○議長（塙野芳美君） 菅野課長。

○福島県危機管理部原子力安全対策課課長（菅野 崇君） 議会としてということでございますけれども、この協定に基づきますと、町の執行部という前提となっております。町長の名前で協定を結んでいただいているので、この協定に基づいて議会がという形にはならないのかと思っております。ただ、議会活動として東京電力に対して立入調査ということではなくて、議会活動として何だかのことを行いたいということであれば、東京電力のほうと議会のほうと協議していただくというような形にならうかと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書（案）についてを終わります。

ここで菅野課長にはご退席をいただきたいと思います。ありがとうございました。

説明者の入れかえのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 2時45分）

再 開 （午後 2時45分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 台風19号に関する対応状況について簡単にご説明、ご報告をさせていただきたいと思います。報告は、座った形でさせていただきます。

それでは、お手元には資料はございますが、資料を見ながら報告を聞いていただければというふうに思います。まずは、町内における対応状況でございます。町内においては、12日土曜日朝より職員38名、消防団16名の対応で台風19号に対して対応したところでございまして、午前9時50分に避難所の開設、午後3時30分に町内全域に避難を勧告するとともに、定時の町内現況確認パトロールを行ったところでございます。翌13日午前4時に大雨特別警報が解除されたことから午前6時に避難勧告を解除し、避難者67名全員の避難所退所を確認し、避難所を閉じたというところになっています。

町内の被害状況につきましては、道路についてはおおむね調査が終了し、被災路線が2路線あることを確認しているところでありますが、林道や林地、農地につきましては概略調査が終了している状態で、詳細調査についてはこれからといった状態になっております。なお、15日午後より飲用を制限しておりました上水道につきましては、水質が改善されたことから今週21日午後3時に飲用の制限を解除しておりますので、ご報告をいたします。

次に、町外に居住される方々への対応についてご報告をいたします。台風が過ぎ去った13日から14日にかけて台風の影響が懸念された県外に避難、居住される町民の方々へ電話による安否と状態の確認をしております。県内の被害がおぼろげにわかつてきました翌15日からは、浸水区域などに避難、居住される町民の方々へ電話による安否と状態の確認をしたところでございます。状態が確認され、被災の程度が非常に大きい方や高齢独居の方など、早急に支援が必要ではないかと考えられる方々については、福祉課、包括支援センター、それから両支所の職員が直接ご訪問するなどして状態の詳細把

握に努めているところでございます。今後も社会福祉協議会職員の協力をいただくなどして訪問活動を続け、状態の把握と必要な支援を可能な限り行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。また、町内に備蓄する水や食料品、毛布など15日よりいわき、郡山両支所へ移送、集積し、提供できるよう準備をするとともに、断水が続くいわき市へ給水業務の応援として18日より職員4名を、それから郡山市に避難所、避難者の健康管理業務の応援として21日より保健師1名を派遣しているところでございます。

今回の災害の対応策として本町が決定し、周知している事項は、現段階において町内の災害公営住宅や借り上げ型町営住宅の被災者への無償提供、それから被災者が必要とする住民票、印鑑証明書、所得証明書など窓口発行の諸証明に関する手数料の免除にとどまっていますが、町といたしましては被災された町民の状態や被災各自治体の対応状況、状態、それから福島県などの対応、国の対応をしっかりと把握しつつ、時間の経過とともに変化する必要な対応、支援を見定めた上で可能な範囲の中で行ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、以上でございます。

○議長（塙野芳美君）　ただいま説明がありましたけれども、何か確認したいことございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君）　いわきの平窪地区なんかはかなり床上浸水が多くて、住むところにも困っている方がおられます。そういうたった今の課長の説明で、町もいろいろやってくださっているというふうには理解するのですけれども、やはり国とか町とかいわき市とか相談しながら、見ながらというのでは、今住めない人にとっては1日1日が、最近寒くなっているので、例えば借り上げ型町営住宅のほうに早く移ってもらうとか、あとは栄町のほうの災害公営住宅、空き部屋があればそちらを勧めるとか、復興公営住宅の県の住宅のあきを待つ前に富岡町としてやれることを優先してやるべきかなと。やはり消毒剤ですか、消石灰、こういったものも恐らく長野とか他県でもかなり手配をかけて品薄状態でないかなと思うので、県とか、そういう支援物資が来るのを待っているのではなくて、早目の対応も必要かなと思うのですが、その辺課長もう一度お願いできますか。

○議長（塙野芳美君）　総務課長。

○総務課長（林 紀夫君）　住宅につきましては、23日にはなりますが、既に町内の災害公営住宅、それから借り上げ型町営住宅、合計で30戸ほどを町外の方々も含め、町民も含め無償で提供すると。当面3ヶ月間の家賃を免除した形で提供するということをホームページでお知らせをして、今先ほど申し上げましたように福祉課、それから包括支援、両支所で今緊急的に行かなければならない、確認しなければならないという方々を訪問した際にもその情報を差し上げているといったところでございます。

それから、福島県においては10月の18日にそれぞれ県営住宅を被災の方々に提供すると。これも

使用料を3ヶ月程度無償にして提供するということを発表しており、周知をしておりますし、加えて県営の復興住宅について約200戸を今回の被災された方々に開放する、提供するということで今情報が入っております。これは、10月24日公表予定となっておりますので、まだ表には出ていないかもしれません、情報としてはそのような情報がございます。町としましては、町ができる、可能な限り今あいているところについて提供していきたいということで周知をしているところでございます。今のところ5世帯の方が問い合わせということで参っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 消石灰の件は。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 浸水被害をこうむった町民の方からの消石灰と、その配布の要望が多いということで、そちらのほうの対応状況について今お知らせいたします。現在浸水区域の消毒の際に使用する軍手やマスクなどを用意することと、調達を現在発注しているところですが、現時点では納入がされていない状況です。10月23日の日に町内で調達できたもの、消石灰が10キロ入り6袋、軍手が40袋、マスクが100箱等々、ビニール手袋40箱等についてはいわき支所へ現在配備をいたしました。追加分につきましても納入され次第各支所に配備し、必要な町民の方へお渡しすることとはしております。しかしながら、現在いわき市におきましては、消石灰が飛散した際の健康上の影響を考慮して消石灰の配布は行っていないような状況にあるというふうに聞き及んでおります。支所内において消石灰等の備蓄は進めておりますが、住宅が所在しているいわき市としての配布の意向が確認できた時点からお持ちいただけるよう現在配備を進められておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） この資料見させてもらって、県内なのですけれども、県内だから多分阿武隈流域も含めてだと思うのだけれども、床上浸水が79ですよね。やはり平窪とか好間とか、あといわき平の駅裏、この辺も結構あるので、消石灰6袋というのはちょっと少ないかなと。やはり早目早目、想定できますよね。台風来ました。そうすると、ペットボトルを配るとか食料を配るとか、その次に何が来るか、こういったものを想定できますので、早目早目の対応をお願いしたいと思います。

あと、課長、住まいの確保の件なのですけれども、きょうの新聞では民間のアパートをみなしが設立のかな、原発事故のときのような感じで。こういったものも県のほうで6万から9万くらいで考えているみたいな記事があったものですから、そういった情報も、やはり復興公営住宅の空き部屋だけではなくてこういうのもありだよと。やはり被災者の中には持病なんかを持って、富岡まで行きたいのだけれども、行けないという人なんかがいれば、こういう情報も早目に提供すると。そのためには罹災証明書が必要だよとか、そういう書類関係のこともあるでしょうから、そういうのを福祉課

とか地域包括の方の手をかりながら、電話作戦で早目早目に対応してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 全体的、総体的なお話になるので、お答えさせていただきますが、議員おっしゃるようなことの対応が満足にできるように全体調整していきたいというふうに思います。ご質問の中、ご意見の中で借り上げ型の仮設というような新聞報道があったと。それも承知はしているところなのですが、まだ県のほうからはしっかりとこうしますと、決定の段階では我々情報届いていないので、決定され次第しっかりと周知できるようにしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、いわき地区にお住まい、またはこれらの地区にお住まいの議員、多くいらっしゃると思います。そういう中で避難した方々に富岡何にもやっていないのではないかというようなお話をありました。これ災害救助法いち早く指定になりまして、災害救助法でこの罹災証明さえも町で発行するというのは町に住んでいる町民だけでありまして、町から出ていっていわきで被災した、郡山で被災した人を富岡町が罹災証明を発行するということができないということでございます。これらの件については、ご理解を賜りたいと思います。なかなか議員の中でも富岡町何やっているのだというようなお叱りの言葉を発しられていた議員がおるというような話も私の耳にも入ってございますが、これらについては全く何もしないわけでもなくて、これらの災害救助法でその土地に住所を移していないとかということではなくて、住んでいる市町村が管理をするということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、町がいろいろとその中でも、先ほどお話ししましたが、町が借り上げの町営住宅等々のものを今提供するということで、これホームページ等に上げているわけですが、なかなかホームページ等を見れない方々があるかと思います。社会福祉協議会の見守り隊というのですか、県から今これらの職員の配置割合を町としても存分に使っておりまして、この人たちに回っていただいてそれらの周知徹底をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 多分町長私を言ったのではないと思うので、ちょっと反論ではないのですけれども、私は先手を打ってこうあるべきではないかということの提案はさせてもらっていますので、その辺は余りそんな根性悪い議員もいないと思うので、その辺は誤解しないでください。

○議長（塙野芳美君） そのほかござりますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 根性悪い議員はいますよ。私多くは述べないですが、私のところに福祉の職

員かな、支所かな、来ていただいたのが5日目です。どうしたのだと言ったら安否確認ですと。俺いきなり怒りました、死んだか生きたか見に来たのかと。それで、災害公営住宅とか、もし寝泊まりできないのならそういうところありますよ、きのう電話で入ってきました。私は、高台にうちあるから大丈夫だよと言いました。確かに精いっぱいやっていただいたとは思いますが、よその町と比較してどうだこうだなのかなと思うのです。町長の言うことがみんながどう捉えるかの話ですので、私が接した部分を今言わせてもらいました。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） この5ページの最後の町内の公営住宅なのですけれども、これ募集期間を設けて入居開始をするということも正しいことなのかとは思うのですけれども、10月30日まで延ばしておいて、10月31日から入れますよということではなくて、人によっては急いでいる方もいらっしゃいますよね。その状況によって、ある程度早くに決定をして入れるという形も必要ではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 現実的な対応は、議員おっしゃるような対応になろうかと思います。早急に入りたい、入らなければならないというお申し出があれば、その都度確認して開放していく、入居いただくということになります。お知らせ上は、申しわけございませんが、募集期間をやっぱり設定はしなければならない、募集期間の中で優先順位をつけた形で入らなければならない人たちというところを選定していくつもりでございます。先着順ではなくて、被災の程度だったり、それから家族構成だったり、家族の中に例えば身障者の方であったり、どうしても介護が必要な人であったりというところがあれば、そこを優先していかなければならぬということで募集期間を設定し、募集期間が終わったらすぐ入れるというような募集の仕方にはなっております。その上で募集の中で、なるほど、そうだね、すぐ必要ですよねということが確認できればその都度開放をしていくというような考え方をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 課長、先ほどの話の中で何か五、六件問い合わせがあったという話ありましたけれども、その中でそういう話は出たのですか、出ないのですか。

○総務課長（林 紀夫君） まだありません。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 今回床下浸水であったり、床上浸水はもちろんなのですが、浸水区域の浄化センター、浄化槽等々のし尿処理等についてもいわき市あるいは南相馬市、相馬市まで、この広域圏が処理できる能力に応じて今対応をしておりますので、この辺についても皆さんにお知らせしたいと

思います。

○議長（塙野芳美君） 執行部は、その他は以上でよろしいですか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 済みません。再度の話で大変恐縮ですが、さまざま町としてはいろんなことを考え、十分ではないにしても考えておりますし、例えば住宅のこともホームページその他ではお知らせはして、それから見回りの方とか直接訪問される方にも情報を持っていただいてお知らせはするようになりますが、それが全て届くということはなかなか難しいところです。ですので、議員皆様、多分ご相談事をたくさんお受けになられるのではないかと思いますので、この情報も議員の皆様からご相談があった際にはお伝えいただければ大変ありがたいと思いますので、この点ひとつお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 各議員、今の件もよろしくお願ひいたします。

執行部のほうはその他はこれで以上、よろしいですか。もう一点。まとめてしゃべってくれます、総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 済みません。大変恐縮です。資料2ページの中ほど、道路、黒丸で書かれていて町道岩井戸線で土砂崩れとあります。済みません。町道岩井戸鉱泉線でございます。訂正方よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） 岩井戸鉱泉線だそうです。昔のあれに行くほうの道路でしょう、抜けていくて。それは富岡、それとも楓葉に向かうあっちの裏の部分、どの辺ですか。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） 鉱泉線といいますと、橋を渡って岩井戸鉱泉に行くほうの道でございまして、鶴屋の手前のところが若干崩れているというところでございます。それで、使われる方が特定ということで連絡来ていますので、それで通行止めを今かけているところでございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 今あの辺は誰も帰還して住んでいませんよね、あっちまで行ってしまうと。それでは、議員からその他ござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉会 (午後 3時07分)